証券コード　3670
平成29年５月８日

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目９番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役社長　佐々木　茂則

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
　さて、当社第52期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年５月24日（水曜日）午後５時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　　平成29年５月25日（木曜日）　午前10時30分　（受付開始時間　午前10時00分）

2. 場　　所　　東京都港区海岸一丁目11番２号　ホテル アジュール竹芝　13階　「飛鳥の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項
報告事項
第52期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役５名選任の件

4. 連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表のインターネットによるご提供について
法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ウェブサイト（http://www.kccnet.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成する際に監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

5. 議決権の行使等についてのご案内
（2ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。）

以　上

議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面投票で、重複して議決権が行使されるときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(2) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主１名に委任することができます。この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。
(3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
(4) 当日ご出席の際は、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
(5) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kccnet.co.jp/）に掲載させていただきます。

〈メ　モ　欄〉

（添付書類）

第52期 事 業 報 告

（平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しながらも、新興国経済の減速や金融・資本市場の変動の影響から不透明感が高まり、一部に弱さがみられました。一方、雇用情勢は改善が続き、個人消費が底堅く推移するとともに、企業収益にも改善の動きがみられ、設備投資は持ち直しつつあります。

当社グループの事業領域でありますＩＣＴ（情報通信技術）関連業界におきましては、行政による企業のＩＣＴ投資を推進・支援する動きが活発化するとともに、ＩｏＴ（*1）の活用やセキュリティ対策への関心が高まりました。

また、携帯電話業界においては、携帯電話の出荷台数が平成24年度から４年連続で減少し、ＭＶＮＯ（*2）市場や中古端末市場が拡大するなか、コンテンツの充実やサービスの多様化が差別化の鍵となっています。

こうしたなか、当社グループは、「新・中期経営計画（４カ年計画）」の１年目として、「選択と集中」をテーマに、「物販からソリューション提案への比重のシフト」、「モバイル事業の利益率改善」、「人材の採用・育成」、「情報化の推進」の４つの経営課題に取り組み、情報化社会における中堅・中小企業の情報化及び企業価値創造のサポートを使命として、主要パートナー企業５社との共創により、各社の製商品やサービスを融合した「経営情報ソリューションサービス（*3）」の提供に注力してまいりました。

また、当社は、平成28年12月に神奈川協立情報通信株式会社（当社100％出資）を神奈川県横浜市に設立し、同月以降、連結決算に移行いたしました。平成29年１月には、神奈川支店の営むソリューション事業を同社に承継する会社分割を取締役会で決議し、同年３月１日に本件分割の効力が発生しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,801,556千円、営業利益232,288千円、経常利益237,499千円、親会社株主に帰属する当期純利益145,566千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

(*1) Internet of Things の略。「モノのインターネット」と訳され、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、様々な物（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う仕組みをいいます。

(*2) Mobile Virtual Network Operator の略。仮想移動体通信事業者。携帯電話などの無線通信インフラを他の移動体通信事業者（MNO）から借り受け、自社ブランドで通信サービスを行う事業者をいいます。

(*3)　「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報活用」の３つの分野を統合した当社のワンストップサービスの体系であり、情報インフラの構築から情報コンテンツの提供、具体的な情報活用方法に関する教育までに至ります。

＜経営情報ソリューションサービス＞

情報インフラ分野	情報通信システムソリューション、情報活用レンタルソリューション　等
情報コンテンツ分野	会計情報ソリューション、クラウドソリューション、情報コンテンツソリューション　等
情報活用分野	情報活用アドバイス、情報ＩＣＴ化コンサルティング　等

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。

①　ソリューション事業

【主な事業内容】

「情報創造コミュニティー（*)」を営業活動の中核とした、ＩＣＴソリューションの設計・構築・導入・保守・運用サポート・コンサルティング、情報通信機器のレンタル及び教育サービス

イ. 会計情報ソリューション事業：基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート

ロ. 情報通信システム事業：情報・通信インフラの設計・構築・保守・運用サポート及びモバイルソリューションの提供

ハ. 教育事業：情報活用能力育成サービスの提供

(*)　「情報をつくる、未来をひらく」をコンセプトに、当社の「経営情報ソリューションサービス」を顧客に実体験いただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たな情報活用ソリューションを共創する施設です。また、顧客における従業員の情報活用能力の開発支援を目的として、パートナー企業と共同展開した５つのソリューションスクールを併設しております。

【概況】

ソリューション事業におきましては、政府の進める「働き方改革」を背景に、生産性の向上や多様な働き方に対応するクラウドサービスやモバイル端末を活用したユニファイドコミュニケーション（*）の提案を重点的に進めてまいりました。

当上半期においては、ＰＢＸ（構内交換機）のリプレース及び周辺インフラの見直し案件が概ね堅調だったものの、マイナンバー対応需要の一巡に加え、情報インフラ分野、情報コンテンツ分野の両分野において案件規模が小型化する傾向がみられました。しかしながら、第４四半期会計期間以降は、徐々に復調の兆しがみえてまいりました。

この結果、ソリューション事業では、売上高1,834,298千円、営業利益256,078千円となりました。

(*)　電話、チャット、メール、Web会議などさまざまな通信・コミュニケーション手段を1つのシステム上で統合して利用できるようにする技術や仕組みをいい、ユニファイドコミュニケーションの実現が社内の情報共有や業務効率化につながります。

② モバイル事業

【主な事業内容】
スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供
イ. 法人サービス事業：法人向けモバイルソリューションの提供
ロ. 店舗事業：ドコモショップの運営（東京都内２店舗、埼玉県内４店舗）

【概況】
当社が運営する各ドコモショップにおいては、来店者増加に向けた施策を継続的に行ってまいりましたが、総務省の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン（*)」に沿って「実質０円販売」を終了したことに伴い、来店者数の減少傾向が続きました。平成28年９月の「iPhone 7/7 Plus」発売による効果はあったものの、特に都内２店舗において携帯電話等の販売台数が計画を下回るとともに、「ドコモ光」販売ヘルパーを含む派遣社員費用が発生するなど、厳しい展開となりました。
また、法人部門においては、ソリューション事業との連携やコンサルティング営業へのシフト等の対策を進めており、当連結会計年度末において徐々に成果がみえ始めました。
この結果、モバイル事業では、売上高3,967,258千円、営業損失23,789千円となりました。

(*) 平成29年１月に「SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドライン」とともに内容が改正され、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」として統合されました。

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

(単位：千円)

		第51期		第52期 (当連結会計年度)		前　期　比	
		金　額	構成比	金　額	構成比	増減金額	増減率
ソリューション事業	売上高	2,033,524	32.9%	1,834,298	31.6%	△199,226	△9.8%
	営業利益	319,025	94.4%	256,078	110.2%	△62,946	△19.7%
モバイル事業	売上高	4,148,084	67.1%	3,967,258	68.4%	△180,826	△4.4%
	営業利益	18,932	5.6%	△23,789	△10.2%	△42,722	△225.7%
合　計	売上高	6,181,609	100.0%	5,801,556	100.0%	△380,052	△6.1%
	営業利益	337,957	100.0%	232,288	100.0%	△105,669	△31.3%

(注) 第52期より連結決算に移行しておりますので、第51期については当社単体の数値を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は39,022千円となりました。

事業別の設備投資について示すと、次のとおりです。

① ソリューション事業

当連結会計年度の設備投資等は、レンタル用機器に12,575千円、その他の設備に1,772千円の投資を行っております。

② モバイル事業

当連結会計年度の設備投資等は、ドコモショップ茅場町店の什器購入等に2,457千円、その他の店舗設備等に4,014千円の投資を行っております。

③ 全社共通

当連結会計年度の設備投資等は、本社の改装及び複合機、電話交換機等の購入に11,937千円、ＫＩＣ365館の改装に6,265千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成28年に当社が設定した中期目標をグループ中期目標として、以下の事項に取り組んでまいります。

なお、中期経営計画における各年度のテーマと取組み・目標は次の通りです。

年度	テーマ	取組み・目標
平成28年度	選択と集中	・地域、商材、対象企業規模の絞込み ・体制・制度の整備と利益率改善
平成29年度	挑戦	・ソリューションの融合、新商材、新ビジネスへの取組みを本格化 ・販売パートナーの開拓
平成30年度	拡大	・新規事業を含む戦略的な事業施策の推進 ・売上構成比　法人系50%、コンシューマー（店舗）系50%
平成31年度	達成	・売上構成比　ソリューション事業40%以上、モバイル事業60%以下 ・営業利益率　ソリューション事業15%以上、モバイル事業6%以上

① 物販からソリューション提案への比重のシフト

企業ではサーバ仮想化やクラウドサービスの利用が進み、ハードウェアやソフトウェアの販売だけで利益を上げることは困難な時代となっています。当社グループでは、今後さらに、製品に情報活用教育など付加価値の高いサービスを組み合わせたり、複数のパートナー企業のサービスを融合することにより、新たなソリューションの創造を図るとともに、顧客の課題を解決するコンサルティング力を強化してまいります。

② モバイル事業の利益率改善

携帯電話業界においては、スマートフォン市場に飽和感が漂うなか、ＭＶＮＯのサービス拡充や実店舗展開に対し、主要キャリア３社では通信以外のサービス強化によるユーザーの囲い込みを図るなど、販売競争はますます激化しております。

こうしたなか、当社が二次代理店を務める株式会社ＮＴＴドコモでは、パートナーとの協創により新たな付加価値を創造する取組みを展開しております。

当社のモバイル事業においても、モバイル端末にコンテンツとその利活用などを組み合わせたソリューション営業にシフトすることで収益率の向上を図ってまいります。

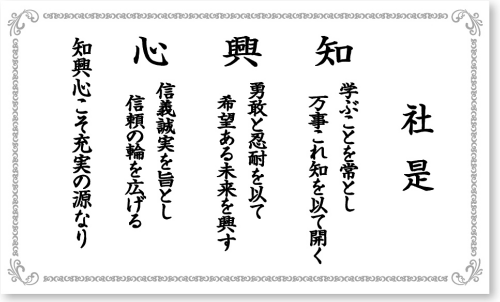
③ 人材の採用・育成

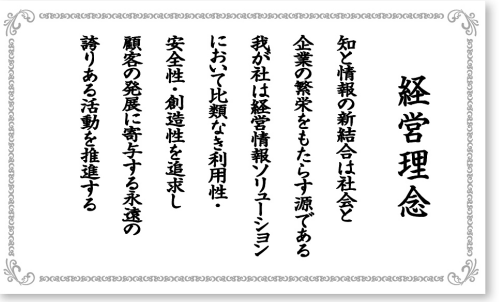
当社グループでは、経営方針を理解し、主体的に行動できる自律型人材の確保が重要な課題と認識しております。今後も、幅広い人材の採用とプロフェッショナルな人材の育成に取り組んでまいります。更に、自己啓発と自己研鑽を促進する制度や環境の整備に努め、従業員一人ひとりが自ら「知（誠実さ・新しさ)」を習得し、顧客の期待に応え続けてまいります。

④　情報化の推進

当社グループでは、中期経営目標の達成のためには、目標と情報の共有、活動の情報化、効果の見える化が重要と考えております。経営理念と「情報をつくる、未来をひらく。」というコンセプトのとおり、情報を創造し、その情報を効果的に活用することが企業の活性化と価値創造に繋がることを自ら実践・証明し、活きたソリューションを顧客に提案できるよう社内での情報化を推進してまいります。

社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



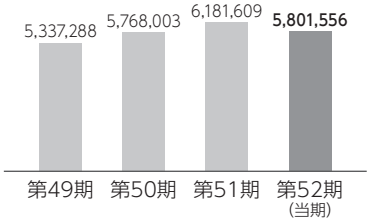


(5) 財産及び損益の状況

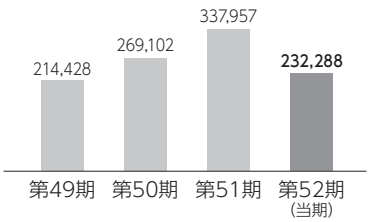
区　分		第49期 平成26年２月期	第50期 平成27年２月期	第51期 平成28年２月期	第52期 平成29年２月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	5,337,288	5,768,003	6,181,609	5,801,556
営業利益	(千円)	214,428	269,102	337,957	232,288
経常利益	(千円)	215,081	271,710	345,092	237,499
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純利益	(千円)	128,967	217,584	195,172	145,566
１株当たり当期純利益	(円)	108.15	182.42	163.21	121.64
総資産	(千円)	2,286,304	2,510,414	2,420,496	2,405,683
純資産	(千円)	896,032	1,059,166	1,189,649	1,276,890
１株当たり純資産額	(円)	751.39	886.03	994.39	1,067.02

(注) 第52期より連結計算書類を作成しておりますので、第51期以前については当社単体の数値を記載しております。

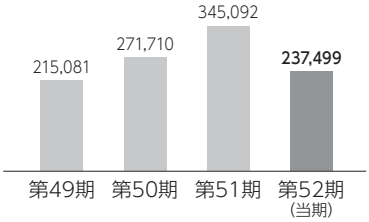
売上高 (千円)



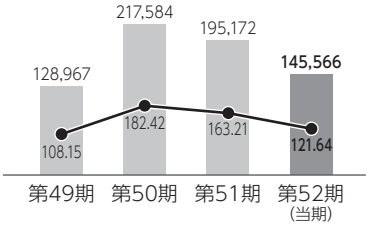
営業利益 (千円)



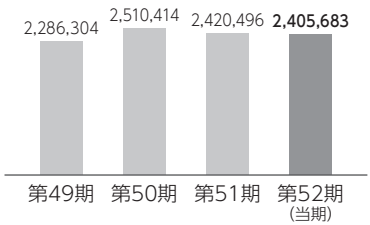
経常利益 (千円)



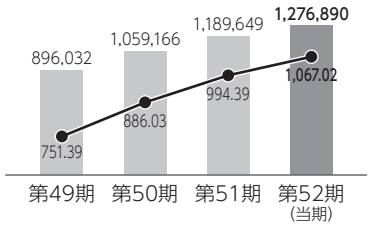
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)
１株当たり当期純利益 (円)



総資産 (千円)



純資産 (千円)　**１株当たり純資産額** (円)



(6) 重要な子会社の状況

名　称	資本金	出資比率	事業内容
神奈川協立情報通信株式会社	20,000千円	100.0%	情報・通信インフラの設計・構築・保守・運用サポート

(7) 企業集団の主要拠点等及び従業員の状況

① 主要な支店及び営業所

	名　称	所　在　地
当　社	本　社	東京都港区浜松町一丁目９番10号
	新　宿　営　業　所	東京都渋谷区代々木二丁目７番７号
	神　奈　川　支　店	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番１号
	ドコモショップ茅場町店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番3号
	ドコモショップ三郷店	埼玉県三郷市幸房131番地１
子会社	神奈川協立情報通信株式会社	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番１号

(注) 1. 当社新宿営業所は、平成29年３月９日付で「新宿支店」と改称いたしました。
2. 当社神奈川支店は、平成29年３月９日付で廃止いたしました。

② 企業集団及び当社の従業員の状況

区　分	従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男　性	138	37.8	11.8
女　性	82	32.6	7.3
合　計	220 (前連結会計年度末比△8名)	35.8	10.2

(注) 1. 当連結会計年度の末日において、連結子会社に従業員はおりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比には当社単体の数値との比較を記載しております。
3. 上記のほか、臨時従業員（契約、派遣、パートタイマー等）の年間平均人数は45名です。

(8) 主要な借入先

借　入　先	借　入　金
株式会社商工組合中央金庫	50,882千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　4,800,000株
(2) 発行済株式の総数　　1,196,689株（自己株式7,611株を除く）
(3) 当事業年度末の株主数　　791名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日茂株式会社	370,488株	31.0%
佐々木茂則	362,773株	30.3%
佐々木綾子	32,109株	2.7%
石井靖二郎	31,400株	2.6%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	23,000株	1.9%
株式会社ＳＢＩ証券	21,400株	1.8%
土屋宣夫	12,100株	1.0%
織田敏昭	11,400株	1.0%
久野武男	9,900株	0.8%
大久保英樹	9,200株	0.8%

（注）持株比率は自己株式7,611株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第１回新株予約権
発行決議の日	平成24年９月27日
新株予約権の数	15個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　1,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき1,500円
新株予約権の行使期間	平成26年９月28日～平成34年９月27日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めない。但し、当社取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者は、その割り当てられた新株予約権個数のうち、その一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権１個を分割して行使することはできない。

④ 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、新株予約権を行使することはできない。

⑤ その他の条件については、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木　茂　則	
取締役副社長	久　野　武　男	神奈川協立情報通信株式会社 代表取締役社長
常務取締役	長谷川　　浩	執行役員 管理部長
常務取締役	石　崎　典　夫	執行役員 事業促進本部副本部長 兼 情報通信システム事業部長
取締役（社外）	江　口　夏　郎	株式会社ライトワークス 代表取締役社長
常勤監査役	山　田　信　彦	－
監査役（社外）	茂　呂　　眞	－
監査役（社外）	神　成　　敦	－

（注）1. 常務取締役石崎典夫氏は、平成29年３月９日付で執行役員営業本部副本部長兼ドコモ事業部長となりました。
2. 取締役江口夏郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役茂呂眞及び神成敦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役山田信彦氏は金融機関における経理としての実務経験、茂呂眞氏は上場会社の監査役としての経験、神成敦氏はアフィリエイテッドファイナンシャルプランナー（AFP）としての経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役江口夏郎、監査役茂呂眞及び神成敦の各氏につきましては、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、取締役江口夏郎氏が代表取締役社長を兼任している株式会社ライトワークスと当社とは営業取引を行っておりますが、取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに１％未満）であり、独立性については十分に確保されていると判断しております。
6. 取締役江口夏郎、監査役山田信彦、茂呂眞及び神成敦の各氏と当社は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める限度額に限定する契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
① 平成28年５月26日開催の第51期定時株主総会において、江口夏郎氏が取締役に、山田信彦、茂呂眞及び神成敦の各氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
② 監査役中林博、井上幸男及び土家瑞生の各氏は、平成28年５月26日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　名	異動後	異動前	異動年月日
石崎典夫	常務取締役 執行役員 情報通信システム事業部長	取締役 執行役員 情報通信システム事業部長	平成28年５月26日
久野武男	取締役副社長 執行役員	取締役副社長 執行役員 ドコモ事業部長	平成28年９月８日
石崎典夫	常務取締役 執行役員 事業促進本部副本部長 兼 情報通信システム事業部長	常務取締役 執行役員 情報通信システム事業部長	平成28年９月８日
久野武男	取締役副社長	取締役副社長 執行役員	平成28年11月30日

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額	摘　要
取締役 (うち社外取締役)	5人 (1人)	38,207千円 (2,250千円)	
監査役 (うち社外監査役)	6人 (4人)	11,100千円 (6,150千円)	
計	11人	49,307千円	

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名であります。
2. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法
① 取締役の報酬につきましては、役付、会社業績、前事業年度の業務執行及び当事業年度の役割期待等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、「取締役報酬等決定基準」に基づき、取締役会で決定しております。
② 監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
4. 役員の報酬限度額は、平成23年5月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	江口　夏郎	平成28年5月26日就任以降に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、会社経営の経験に基づく見地からの意見や、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	茂呂　　眞	平成28年5月26日就任以降に開催された取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席し、上場会社の監査役としての知見と経験からの意見や、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	神成　　敦	平成28年5月26日就任以降に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、事業会社における監査経験からの意見や、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人　トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
①報酬等の額　24,000千円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　24,000千円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議により会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする株主総会の招集を取締役会に請求し、取締役会はこの請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を不再任といたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が、解任又は不再任の決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任とした旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための方針

当社は、平成28年12月７日付で連結子会社を設立したことから、同年12月８日開催の取締役会で、以下のとおり、内部統制システムの基本方針を改定する決議をいたしました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。

② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理部門管掌取締役をコンプライアンス総括責任者として、当社及び子会社のコンプライアンスを推進する。

③ 当社及び子会社の取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社及び子会社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。

② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社及び子会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役全員で組織する「内部統制委員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。

② 取締役会で決定された当社及び子会社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月１回開催する「経営会議」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。

④ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行については、取締役会の事前承認を要するものとする。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 「関係会社管理規程」の規定に基づき、管理部長が関係会社管理業務を統括し、子会社が効率的に経営目標を達成できるよう管理指導する。

② 管理部長は、子会社の取締役及び業務責任者に対し、定期的に業務執行状況、財務状況その他重要情報に関する資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、重要事項については、事前に取締役会に上程又は報告する。

③ 内部監査担当者は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を、代表取締役及び監査役に報告するものとする。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。

② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。
② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに準じ、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。
③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。
⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に来期予算を提出する。但し、緊急または臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
② 会社は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
代表取締役を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制
① 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性

があると判断された場合は、取引を開始しない。

③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理部門管掌取締役を総括責任者、管理部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

平成28年12月７日付で連結子会社を設立したことに伴い、「関係会社管理規程」を制定したほか、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」などの内部統制関連規程の適用対象を関連会社の役職員まで拡大し、グループ経営における内部統制システムを整備・運用しました。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス上の個別課題については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって協議、モニタリングしております。また、内部通報制度においては、監査役、管理部長及び顧問弁護士を通報窓口として運用しています。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を４回開催し、主に法務や労務管理面での社内におけるリスク対策を検討し、所要の対応策を実施しました。

また、情報セキュリティの強化を目的に、ネットワークセキュリティ総合管理ツールを導入し、不正デバイスの使用制御や操作ログの取得・分析等を実施しました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を16回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、経営会議では、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、所要の対応策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を23回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、経営会議及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を10回実施し、意見交換を行いました。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。)

連結貸借対照表

平成29年２月28日現在

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,384,140	流動負債	750,037
現金及び預金	536,351	支払手形及び買掛金	391,749
受取手形及び売掛金	550,851	１年内返済予定の長期借入金	9,372
リース投資資産	62,050	１年内償還予定の社債	70,000
商品	105,213	リース債務	24,887
仕掛品	22,503	未払法人税等	19,493
原材料及び貯蔵品	13,580	賞与引当金	60,000
繰延税金資産	27,222	その他	174,535
その他	66,949	固定負債	378,755
貸倒引当金	△583	長期借入金	41,510
固定資産	1,021,542	リース債務	37,431
有形固定資産	594,688	退職給付に係る負債	229,112
建物及び構築物	251,462	資産除去債務	43,854
工具、器具及び備品	57,392	その他	26,846
土地	285,833	負債合計	1,128,792
無形固定資産	4,026	科　目	金　額
投資その他の資産	422,827	（純資産の部）	
投資有価証券	4,467	株主資本	1,275,371
繰延税金資産	82,185	資本金	203,225
敷金及び保証金	317,536	資本剰余金	147,675
その他	23,357	利益剰余金	929,661
貸倒引当金	△4,719	自己株式	△5,190
		その他の包括利益累計額	1,519
		その他有価証券評価差額金	1,519
		純資産合計	1,276,890
資産合計	2,405,683	負債・純資産合計	2,405,683

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自　平成28年3月1日　至　平成29年2月28日

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
ソリューション売上高	1,834,298	
モバイル売上高	3,967,258	5,801,556
売上原価		
ソリューション売上原価	1,106,436	
モバイル売上原価	2,947,635	4,054,071
売上総利益		1,747,484
販売費及び一般管理費		1,515,196
営業利益		232,288
営業外収益		
受取利息	194	
受取配当金	115	
受取家賃	4,907	
その他	5,927	11,144
営業外費用		
支払利息	2,088	
解約違約金	1,950	
その他	1,895	5,933
経常利益		237,499
特別損失		
減損損失	6,848	6,848
税金等調整前当期純利益		230,650
法人税、住民税及び事業税	73,736	
法人税等調整額	11,347	85,084
当期純利益		145,566
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		145,566

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	202,925	147,375	843,913	△5,058	1,189,154
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	300	300	－	－	600
剰余金の配当	－	－	△59,818	－	△59,818
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	145,566	－	145,566
自己株式の取得	－	－	－	△131	△131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	300	300	85,748	△131	86,216
当期末残高	203,225	147,675	929,661	△5,190	1,275,371

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	494	494	1,189,649
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	600
剰余金の配当	－	－	△59,818
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	145,566
自己株式の取得	－	－	△131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,024	1,024	1,024
当期変動額合計	1,024	1,024	87,241
当期末残高	1,519	1,519	1,276,890

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

平成29年２月28日現在

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,366,361	流動負債	749,767
現金及び預金	520,499	支払手形	8,910
受取手形	5,670	買掛金	382,838
売掛金	545,181	１年内返済予定の長期借入金	9,372
リース投資資産	62,050	１年内償還予定の社債	70,000
商品	105,213	リース債務	24,887
仕掛品	22,503	未払金	59,961
原材料及び貯蔵品	13,580	未払費用	42,816
前払費用	29,063	未払法人税等	19,461
繰延税金資産	25,967	未払消費税等	14,389
未収入金	35,114	前受金	447
その他	2,099	預り金	41,032
貸倒引当金	△583	前受収益	15,488
固定資産	1,041,542	賞与引当金	60,000
有形固定資産	594,688	その他	162
建物	238,549	固定負債	378,755
構築物	12,913	長期借入金	41,510
工具、器具及び備品	57,392	リース債務	37,431
土地	285,833	退職給付引当金	229,112
無形固定資産	4,026	資産除去債務	43,854
ソフトウェア	2,421	その他	26,846
その他	1,604	負債合計	1,128,522
投資その他の資産	442,827	科　目	金　額
投資有価証券	4,467	（純資産の部）	
関係会社株式	20,000	株主資本	1,277,861
出資金	610	資本金	203,225
長期前払費用	8,849	資本剰余金	147,675
繰延税金資産	82,185	資本準備金	3,225
敷金及び保証金	317,536	その他資本剰余金	144,450
ゴルフ会員権	13,898	利益剰余金	932,151
貸倒引当金	△4,719	利益準備金	50,543
		その他利益剰余金	881,607
		繰越利益剰余金	881,607
		自己株式	△5,190
		評価・換算差額等	1,519
		その他有価証券評価差額金	1,519
		純資産合計	1,279,380
資産合計	2,407,903	負債・純資産合計	2,407,903

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
ソリューション売上高	1,834,298	
モバイル売上高	3,967,258	5,801,556
売上原価		
ソリューション売上原価	1,106,436	
モバイル売上原価	2,947,635	4,054,071
売上総利益		1,747,484
販売費及び一般管理費		1,512,001
営業利益		235,483
営業外収益		
受取利息	194	
受取配当金	115	
受取家賃	5,126	
その他	6,227	11,663
営業外費用		
支払利息	1,319	
社債利息	768	
支払手数料	41	
解約違約金	1,950	
その他	1,853	5,933
経常利益		241,213
特別損失		
減損損失	6,848	6,848
税引前当期純利益		234,364
法人税、住民税及び事業税	73,704	
法人税等調整額	12,602	86,307
当期純利益		148,056

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年３月１日残高	202,925	2,925	144,450	147,375	50,543	793,369	843,913	△5,058	1,189,154
事業年度中の変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	300	300	－	300	－	－	－	－	600
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△59,818	△59,818	－	△59,818
当期純利益	－	－	－	－	－	148,056	148,056	－	148,056
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△131	△131
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	300	300	－	300	－	88,238	88,238	△131	88,706
平成29年２月28日残高	203,225	3,225	144,450	147,675	50,543	881,607	932,151	△5,190	1,277,861

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年３月１日残高	494	494	1,189,649
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	600
剰余金の配当	－	－	△59,818
当期純利益	－	－	148,056
自己株式の取得	－	－	△131
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,024	1,024	1,024
事業年度中の変動額合計	1,024	1,024	89,731
平成29年２月28日残高	1,519	1,519	1,279,380

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年４月10日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片岡　久依　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤田　修一　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、協立情報通信株式会社の平成28年３月１日から平成29年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立情報通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年４月10日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片岡　久依　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤田　修一　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告　謄本

第52期監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を決め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月10日

協立情報通信株式会社　監査役会

常勤監査役　山田信彦　㊞

社外監査役　茂呂眞　㊞

社外監査役　神成敦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を第一として、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を年1回（期末）行うことを基本方針としております。配当水準につきましては、配当性向30～40％程度を目途に業績に連動させ適正な配当をしていくとともに、万一業績が悪化したとしても一定の水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	**当社普通株式　１株につき金50円　　総額59,834,450円**
(2)　剰余金の配当が効力を生ずる日	**平成29年５月26日**

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名（うち１名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	佐々木 茂則（ささき しげのり） （昭和10年１月20日生） 再任	昭和40年６月　協立電設株式会社（現 当社）を設立 当社 代表取締役社長（現） 昭和43年３月　佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を設立 代表取締役（現） （重要な兼職の状況） なし	362,773株
2	長谷川 浩（はせがわ ひろし） （昭和32年３月４日生） 再任	平成22年４月　当社 入社 関連業務部長 平成24年４月　当社 取締役 関連業務部長 平成25年５月　当社 常務取締役 管理部長 平成27年３月　当社 常務取締役 執行役員 管理部長（現） （重要な兼職の状況） なし	1,000株
3	石崎 典夫（いしざき ふみお） （昭和30年３月３日生） 再任	昭和54年４月　当社 入社 平成22年５月　当社 取締役 情報通信システム事業部長 平成27年３月　当社 取締役 執行役員 情報通信システム事業部長 平成28年５月　当社 常務取締役 執行役員 情報通信システム事業部長 平成28年９月　当社 常務取締役 執行役員 事業促進本部副本部長 兼 情報通信システム事業部長 平成29年３月　当社 常務取締役 執行役員 営業本部副本部長 兼 ドコモ事業部長（現） （重要な兼職の状況） なし	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	久野 武男（くの たけお） （昭和25年12月20日生） 再任	昭和44年４月　当社 入社 昭和62年５月　当社 取締役 情報処理OA営業部長 平成13年５月　当社 専務取締役 総合企画室長 平成24年３月　当社 常務取締役 ドコモ事業部長 平成25年５月　当社 取締役副社長 ドコモ事業部長 平成27年３月　当社 取締役副社長 執行役員 ドコモ事業部長 平成28年９月　当社 取締役副社長 執行役員 平成28年11月　当社 取締役副社長（現） 平成28年12月　神奈川協立情報通信株式会社 代表取締役社長（現） （重要な兼職の状況） 神奈川協立情報通信株式会社 代表取締役社長	9,900株
5	江口 夏郎（えぐち なつお） （昭和40年５月２日生） 再任　独立	平成３年４月　農林水産省 入省 平成９年４月　株式会社グロービス 執行役員 平成13年９月　株式会社ライトワークス 取締役 平成14年６月　同社 代表取締役社長（現） 平成28年５月　当社 取締役（現） （重要な兼職の状況） 株式会社ライトワークス 代表取締役社長	－

（注）1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。
2. 久野武男氏は、佐々木茂則氏の義弟であり、当社の特定関係事業者（子会社）である神奈川協立情報通信株式会社の代表取締役社長であります。
3. 江口夏郎氏は、当社の取引先である株式会社ライトワークスの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社が提供するeラーニング教材及び研修テキストを使用した教育サービスを顧客に提供しております。なお、他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 江口夏郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。また、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、同氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定です。
5. 江口夏郎氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業経営における豊富な経験と特に人材育成に関する高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、社外取締役として当社の事業運営に対し助言していただくことを期待しているためであります。
6. 当社は江口夏郎氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　所：ホテル アジュール竹芝　13階「飛鳥の間」
住　所：東京都港区海岸一丁目11番２号
電　話：03－3437－2011（代）



〔交通のご案内〕
JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩７分。
羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅〈B2出口〉より徒歩８分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩１分。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。